

52産局第830号
昭和53年1月13日

通商産業局長 殿

通商産業省産業政策局長

前払式特定取引契約々款及び前払式割賦販売契約々款に
定める解約手数料の額の基準について

購入者又は指定役務の提供を受ける者の責に帰すべき事由により前払式特定取引契約又は前払式割賦販売契約が途中解約となった場合に業者が契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として既払金額から控除できる額の基準は、次の諸費用を合計した額以内の金額とし、別表に定める算式により算定される金額とする。

なお、昭和48年6月21日付け48企局第523号「前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会事業者に限る。）の取扱いについて」中の「10. 約款の基準について」において定めている(3)ニ契約の解除に伴う損害賠償等の額に関する事項中解約手数料の基準及び同日付け48企局第524号「改正割賦販売法の施行について」中の「2. 前払式割賦販売業の許可等関係、(4)財務要件等の審査基準について」において定めている前払式割賦販売契約々款に定める解約手数料の額の基準は廃止する。

1. 前払式特定取引の場合

(1) 契約費用 200円

(2) 募集手数料

(契 約 額)	(手 数 料)
3万円以下の場合	契約額の10%
3万円超6万円以下の場合	契約額の6% + 1,200円
6万円超9万円以下の場合	” 4% + 2,400円
9万円超12万円以下の場合	” 3% + 3,300円
12万円超15万円以下の場合	” 2% + 4,500円
15万円超18万円以下の場合	” 1% + 6,000円
18万円超の場合	7,800円

(3) 集金費用 入金額の10%、ただし1回当りの費用は200円以下とする。

なお、いわゆる友の会において解約手数料を徴集する場合は原則として(1)の契約費用のみを認め、(2)の募集手数料及び(3)の集金費用は専ら消費者のもとに出向いて、会員の募集及び会員が支払うべき月掛金の集金を行っている友の会についてのみ認められる。

2. 前払式割賦販売の場合

(1) 契約費用 200円

(2) 販売手数料

(契 約 額)	(手 数 料)
5万円以下	3,000円
5万円超15万円以下	6,000円
15万円超	7,500円

(3) 集金費用 入金額の10%、ただし1回当りの費用は200円以下とする。

(別 表)

解約返戻金の額の算定について

1. 基本的考え方

解約に伴い加入者に返戻される額（以下「返戻金の額」という。）は、既払込金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用（契約費用、募集手数料及び集金費用）を差し引いた額とする。

ただし、払込回数が少ない時期における解約の場合であっても、出来る限り返戻金の額が生ずるよう次の基準による配慮を行う。

- (1) 月掛金の額に応じ当初数回を経過した時期における返戻金は0円とする。
- (2) (1)以降の回におけるそれぞれの回を経過した時期における返戻金の額については、月掛金の $\frac{1}{2}$ に相当する額が毎回加算されるよう既払込金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用を適宜配分した額を控除した額とする。

2. 解約返戻金の額の算定式

各回における返戻金の額は、次の各式を満足する最小の自然数 t を N とし、 N 回以降又は $(N - 1)$ 回以前に区分し、各回ごとにそれぞれ下記の算式により算定される額とする。

この場合、以下のそれぞれの算式において、 A は1回当りの掛金の額、 h は支払済回数及び B は本文の基準に基づく募集手数料の額を表わすものとする。

A が 500円以下のとき

$$A t - \left\{ 200 + B + \frac{A}{10} (t - 1) \right\} \geq \frac{A}{2} (t - 6)$$

Aが 500円超 1,000円以下のとき

$$A t - \left\{ 200 + B + \frac{A}{10} (t - 1) \right\} \geq \frac{A}{2} (t - 4)$$

Aが 1,000円超 2,000円未満のとき

$$A t - \left\{ 200 + B + \frac{A}{10} (t - 1) \right\} \geq \frac{A}{2} (t - 2)$$

Aが 2,000円以上のとき

$$A t - \left\{ 200 + B + 200 (t - 1) \right\} \geq \frac{A}{2} (t - 2)$$

記

(1) N回以降の各回の返戻金の額は、それぞれ

$$\text{Aが 2,000円未満のとき} \quad A h - \left\{ 200 + B + \frac{A}{10} (h - 1) \right\}$$

$$\text{Aが 2,000円以上のとき} \quad A h - \left\{ 200 + B + 200 (h - 1) \right\}$$

の算式により算定された額とする。

(2) (N-1)回以前の各回の返戻金の額は、

Aが 500円以下のときは

hが6回まで

Aが 500円超 1,000円以下のときは

hが4回まで

及び

Aが 1,000円超のときは

hが2回まで

は、0円とし、

(N-1)回が前記各回数より多い場合であって、

Aが 500円以下のときは

hが7回から

Aが 500円超 1,000円以下のときは

hが5回から

及び

Aが1,000円超のときは

hが3回から

(N-1)回までの間においては、それぞれ

Aが500円以下のときは

$$\frac{A}{2} (h-6)$$

Aが500円超 1,000円以下のときは

$$\frac{A}{2} (h-4)$$

Aが1,000円超のときは

$$\frac{A}{2} (h-2)$$

の算定式により算定された額とする。

ただし、(N-1)回が、前記返戻金の額を0円とすることができるそれぞれの回数より少ないときは、N回以降においては(1)の算式により算出された額とし、その額がマイナスとなったとき0円とする。